

第 95 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会

第 95 回入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 21 年 6 月 30 日（火）17:32～18:57

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）の審議

- 農業物価統計調査（農林水産省）
- 内水面漁業生産統計調査（農林水産省）
- 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）

3. その他

4. 閉 会

<出席者>

（委 員）

逢見副主査、廣松専門委員

（農林水産省）

大臣官房統計部 経営・構造統計課 亀田課長、高添課長補佐、
生産流通消費統計課 中島課長、富田課長補佐
統計企画課 南課長補佐、山口係長、

（厚生労働省）

大臣官房統計情報部社会統計課 篠原課長、白井課長補佐、越路課長補佐、三村課長
補佐

（事務局）

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官、森丘参事官

○逢見副主査 それでは、ただいまから「第 95 回入札監理小委員会」を開催します。

本日は、農林水産省の「農業物価統計調査」、農林水産省の「内水面漁業生産統計調査」、厚生労働省の「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」の実施要項（案）について審議を行います。

初めに「農業物価統計調査」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課亀田課長に御出席をいただいておりますので、前回の審議や意見募集の結果を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明いただきたいと思っております。

なお、説明は 10 分程度でお願いいたします。

○亀田課長 それでは、前回、5 月 12 日の入札監理小委員会の議論を踏まえまして、5 月 13 日から 6 月 3 日まで意見招請を実施したところでございます。

意見につきましては、資料 A-②をごらんいただきたいと思います。「農業物価統計調査における民間競争入札実施要項（案）」に対する民間事業者からの意見とその回答について」のとりの意見が出されております。これらの意見を踏まえまして、それに対する回答あるいは意見を踏まえた実施要項（案）の修正点について、簡単に御説明します。

まず 1 点目ですが、1 ページ目の 1 番の意見につきまして、現在業務を実施している登録調査員をどれだけ再雇用できるかによって、その見積もり金額が大きく異なることから、再雇用に応じている登録調査員の人数を別紙に示していただけるようお願いしたいということでございます。これについては、農林水産省で提供できる情報は、情報提供に同意された登録調査員の名簿ということでございまして、実際、再雇用に応じていただけるかどうかというのはお示しすることはできないということでございます。名簿自体は貸与することになりますけれども、基本的には必要な調査員の確保は民間事業者の請負業務の一つとしてとらえていただきたいと思いますということでございます。

次に、2 番目は簡単な意見ですので、3 番目の意見でございます。「質問内容及び農林水産省の回答は入札説明書の交付を受けたすべての者に公開」となっておりますけれども、民間事業者の創意工夫に係る質問については、すべての者に公開しないよう記載を修正していただけないかということでございます。多分、企業秘密に関係するものだと考えております。

これにつきましての回答ですが、御意見を踏まえまして、競争条件を損なうことのないよう、原則として公開することとしておりますけれども、民間事業者の権利、それから競争上の地位等を害する恐れがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮することにいたしまして、それにあわせて仕様書の記述も修正しました。具体的には、要項（案）12 ページの 5 の（2）の A の最後にただし書きで「民間事業者の権利や競争上の地位等を害する恐れがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する」という記述を追加させていただいております。

引き続きまして、2 ページ目の 6 番の意見でございます。これは、調査日を変更する場合の「特別な事情」に関する記述ということで、可能であれば事情の発覚から対応までの流れ、その発生頻度について、従来の調査の流れなどに示していただけないかということでございます。具体的に何

を言っているかといいますと、要項（案）の2ページ目の一番下にウの調査時期というのがございますけれども、ここにまた書き以下のところに「特別な事情」として、調査日に調査品目の取扱いがない場合、市場が開催されない、あるいは著しく価格が乖離している場合には、近接した日を調査日とするという表現があるのに対して、実際のオの調査の流れの中には、特にこの部分の対応の記載がないということございまして、対応してほしいということでございます。

これにつきましては「調査日に調査品目の取扱いがない」場合は、調査客体が判断し、事業者または調査員に連絡することとなる。それから「当該月の平均的な価格から著しく乖離している」場合は、民間事業者が判断することとなるということございまして、その後、調査客体に調査可能日を聞き取りの上、当該日に再度調査することになるということで、この点についてわかりやすいように仕様書に反映したいと考えております。

要項（案）の8ページの（カ）でございますが、③の後に④の記述を挿入させていただきました。具体的には、先ほど申し上げたようなところに該当する記述を加えて、再度調査する場合というものをご明確にしたところでございます。

続きまして、2ページの7番目の意見については、可能であれば調査客体の選定替えの発生件数の実績を示していただきたいということでございます。これについては、選定替えの発生件数、現在把握しておりませんので、実績を調査し入札説明会でお示ししたいと回答しております。

それから、3ページ目の11番の調査関係用品ですけれども、特に貴省が指定する印刷仕様（紙質・色）などを仕様書上でお示しいただきたいという点でございます。

これについては、御意見を踏まえて、印刷仕様については入札説明会においてお示ししますという回答にいたしております。

それから、3ページ目の12番目の意見でございます。内容としては、協力依頼や調査方法の確認等の際に、指定する手法があればお示しいただき、特に指定の方法がなければ「民間事業者の創意工夫により設定」等と示していただきたいということでございます。具体的には、要項（案）7ページ目の一番上の（ウ）に翌年の調査の協力依頼、調査の方法についての確認といった記述がありますが、ここに「民間事業者の創意工夫により設定」という表現が加えられないかという御指摘でございます。

これにつきまして回答は、右側にありますように、協力依頼や調査方法の確認等の手法に特に指定はしていないということでございます。特に、この仕様書上、農林水産省が創意工夫を期待している点については「民間事業者の創意工夫により設定」と記述しているところでございますけれども、それ以外の工程についても民間事業者が創意工夫できる点は、提案書に記載していただければ適正に評価するというございまして、この点について誤解のないように仕様書に反映することとしたところでございます。

具体的には、要項（案）13ページ目のウ、最後の括弧の下のなお書きで「なお、上記について農林水産省が民間事業者の創意工夫により設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については提案書に記載する」。これは、従来も当然のことであるわけですが、確認的に記載させていただいた。当然、創意工夫による設定という表現がない場合であっても、

(ア) から (コ) の事項について創意工夫が見られる場合には、加点事項として評価することは可能ですので、そういった対応をさせていただきたいということでございます。

それから、4 ページ目の 13 番目の意見でございます。これは「すべての調査客体における調査品目及び調査月について確認する」とありますが、資料内で確認すればいいのか、それとも客体へ確認しなければいけないのかということがはっきりしないということで、ここを具体的に示していただきたいということでございます。

この点については、調査客体に当然確認するものでありますので、その表現が明確でなかったということで、要項 (案) 7 ページ目の中段、(ウ) (エ) とありまして、(エ) の直前のところの 2 行目「調査品目一覧表」を基に、すべての調査客体に対して調査品目、調査月について確認する」という表現に変更いたしまして、この「対して」という言葉で調査客体に対して確認するということを明確な表現にしたということでございます。

それから、先ほどの A-②の資料に戻っていただきまして、4 ページ目の 14 番の意見でございます。オンライン調査に関して「調査客体から設定等の対応依頼があった場合の体制を整える」という表現が要項 (案) 8 ページ目、(オ) の②の最後のところでございます。この表現について、現地に赴いて設定するように受け取れるのですけれども、設定方法を電話対応窓口の設定等にとどめていただきたいといった御意見でございます。

これについては、調査方法については、民間事業者の創意工夫を含めた方法の中から、調査客体の要望に対応していただきたいと考えているということでございまして、調査客体からの設定等の対応依頼があった場合については、民間事業者においてオンライン調査の費用対効果等も勘案して創意工夫していただきたいと考えているところでございます。特に「設定等」ということでございますけれども、もともとパスワード等を入れて必要な画面に接続すればいいというだけで、それほど難しい作業を要しませんので、その辺の操作の内容を勘案いただいて、業者において適切に説明の方法等を工夫していただければいいということで、表現の修正は特段いたさなかつたところでございます。

それから、先ほどの資料へ戻っていただきまして、5 ページ目の 16 番の意見でございます。これは、回収率 100%の維持に関して、貴省が行う受託者に対する支援対応について、可能であれば記述を御一考いただきたい。事由としては、開示に難色を示すような調査客体が出現したりすることも考えられるので、ラインを把握する必要があるのと、もう少し具体的にということなのかもしれません。

これに対する回答ですが、回収率 100%の維持については、本事業の確保すべき質として設定しておりまして、民間事業者において最大限の対応をしていただきたいと考えている。

なお、調査客体について、やむを得ず継続して調査することが困難になった場合については、仕様書 (案) のとおり、農林水産省に連絡することにより、代替の調査客体を選定する等々、対応することとし、民間事業者においてその後の対応が可能となるよう改善を図っていききたいということにしております。

また、農林水産省から引き継ぎ前に、すべての調査客体に対して、本調査が民間事業者に移行す

ることを直接説明する等、周知することとしておりますので、こういった点について御理解いただいて、要項（案）については特に修正しないということで考えております。

それから、5ページの最後の17番目の意見でございますけれども、調査員調査のうち、面接、電話での聞き取りの各比率が算出されていればお示しいただきたいという点でございます。この点については把握しておりますので、要項（案）33ページの3の一番下のところでございますけれども、従来の実施方法等の農業物価統計調査の調査方法のところに「(電話による聞き取りが約80%)」という記述を追加させていただいたところでございます。民間事業者からの意見、それに対する対応については以上のとおりでございます。

○逢見副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御質問、御意見があればお願いいたします。

○廣松専門委員 よろしいですか。

○逢見副主査 はい。

○廣松専門委員 まず、登録調査員名簿の件ですが、これは極端な例ですが、もしすべての登録調査員の方が同意しないと、結果的に民間事業者には名簿を渡さないということになるのですが。

○亀田課長 既に同意していただいた登録調査員の名簿を作成してあるということで、これについてはお渡しできます。

○廣松専門委員 既に、農林水産省の方で手元にお持ちということですか。

○山口係長 今現在、登録調査員の方々に対して、また新たに民間事業者の方々に対して情報を提供していかということを確認しております、それにつきまして9月までには全部まとまるということにしております。

○逢見副主査 それに関係してですけれども、再雇用するしないは、落札した民間事業者と従来の調査員との関係だと思っておりますが、ここで情報提供に同意された名簿であるということなのですが、多分民間事業者さんが知りたいのは、同意されるだけでなく、引き続き調査員として仕事をするつもりがあるかどうかということが、もうちょっと知りたいのだと思うのです。そこは、何かもうちょっとできないものなのでしょうか。

○山口係長 登録調査員は、農業物価統計調査だけの登録調査員というわけではございません。農林水産統計調査全体の登録調査員ですので、農業物価統計調査を担当しなくなったからといって、受け持ちの調査がなくなるわけではありませぬので、農業物価統計調査以外の登録調査員の方々に対しても、民間事業者への情報提供に同意されているのであれば、当然ながらその名簿に記載されますし、また民間事業者の方々の雇用条件というものがわかっておりませぬので、引き続きやりますという形の名簿までは我々の方では作成できません。

○逢見副主査 やりますというのは、多分取れないですよ。

○山口係長 ですので、情報提供することが可能な意欲ある方という形で名簿を作成している。

○逢見副主査 そうすると、意欲がある方と理解していいと。

○山口係長 そういうことです。

○逢見副主査 そうしたら、そういう回答の仕方をした方がいいのではないかと思うんです。これ

だと、民間事業者への情報提供に同意された登録調査員の名簿でありという、ただ単に情報提供してもいいですよというだけであって、意欲があるかどうか、自分はこの仕事を受けてもいいという意思があるかどうか。もちろん条件は別にして。

○山口係長 その点につきましては、民間事業者の方々が第一義に調査員というものを確保していただきたい。その際、どこどこが足りないという話であれば、当然ながら我々は100%回収ということも言っておりますので、同意されているようなところを探して御提供させていただきたいと考えております。しかしながら、我々が提出する名簿がすべての調査員を確保できるわけではありませんので、あくまでも民間事業者の方々がどれだけ確保しているかということが第一前提になっています。

○廣松専門委員 恐らく民間事業者が確保している調査員の数は多分そんなに多くないでしょうね。実績でいくと233人の調査員が必要となりますが、民間事業者は全国的な地域的な散らばりの方のことを心配するのではないかと思うのです。ですから、民間事業者の方で、ある地域は何とか確保できたが、確保できない地域が実際に出てきたときに、どういう形で登録調査員の名簿をつけて情報提供できるかということだと思うのです。

○山口係長 その点につきましても、今回、オンライン調査等を導入させていただきましたので、調査員というものを使わなくてもよくなる可能性もあります、また233人という人数ですので、その点でもカバーできるのではないかと考えているのです。

○亀田課長 いずれにしましても、登録調査員が物価の調査に協力していただけるかどうかというのは、前もっての段階でははっきりしませんので、そこを意欲があるとか、そういった先入観を与えるような表現はちょっと難しいかと考えております。

○逢見副主査 100%という目標があるだけに、欠けるわけにはいかないということで、基本的には民間事業者が用意しなければいけないですけれども、どこかに穴があると、それで100%欠けることがあってはいけないということがあって、その求める質と、それをカバーするためには事業主体である農水省と受託業者との協力というのは必要になってくると思うのですね。

○山口係長 質の確保で、調査票の100%回収と言っておりますので、民間事業者と連携して、調査員についても、どうしてもこの地域の調査員がないという話であれば、そこが調査員の同意が得られていない地域であっても調査員にお願いに行くなりして対応させていただきたいと思っております。

○逢見副主査 そこは、入札説明会で十分にそういうことを御説明して。

○山口係長 はい。

○逢見副主査 ほかはいかがでしょうか。

○廣松専門委員 その他の点については先ほど御説明いただきましたので、ほぼそれでいいだろうと思います。

ただ1つちょっと気になったのは、1ページ目の4番目の質問、すなわち従来の実施に要した経費に関する質問ですが、それについて27ページに情報が開示されているわけですが、それと別紙2の(b)との関係です。特に減価償却費、退職給付費用、間接部門費の部分の扱いです。入札に

関しては、上の人件費、物件費、委託費の合計のみを参考にして入札してほしいという趣旨ですか。

○山口係長 これにつきましては、減価償却費、退職給付費用、間接部門費というのを回答の方に書かせていただいておりますが、かなり仮定を用いた推計を使用している。実際の予算額というのは、直接経費プラス管理費等ですので（a）の方を参考にしていただいた方が入札の際には参考になるのではないかとということで、そのような記述をさせていただいております。

○廣松専門委員 次に、4ページの14番、オンライン調査に関する質問に対する対応ですが、調査客体からの問い合わせに関して民間事業者の方が心配なさっているのは、恐らくオンライン調査を導入するつもりはあるけれども、技術的な問題等でうまくいかないから実際に来て設定してくれなどと言われると困るということではないかと思えます。ここでは、そういう問い合わせというか要請に個々に対応する必要はないという回答であると考えていいですか。

○山口係長 こちらにつきましても、確認しましたところ、インターネットの接続ということではなくて、要はどう操作するか、ログインしてからどうなるのかというものについて、これまでは、農林水産省では地方に統計・情報センター等がありますので、調査客体の方に対して直接こんなふうにすることができますよということをやっていました。または、インターネットにつながらないという問い合わせ等があった場合は、センターの職員が直接出向いて、これこれ、こうですよという説明で対応していたということですが、インターネットを使える環境であれば、電話等の対応でも可能だと考えておりますので、現地に赴いていただかなくても可能だと我々の方も考えております。

ただ、農業物価統計調査の場合は毎月の調査でございますので、例えば民間事業者の方が始めに現地に赴いてオンライン調査の設定してしまえば、調査員というものもこれから要らなくなってきたりとか、その費用対効果等ございますので、電話等の対応でも結構ですし、最初のときに行っていただいて、オンライン調査の設定にしまえばできるということも考えて、そこは創意工夫を民間事業者の方で考えていただければと考えております。どうしても現地に赴くということではございません。

○廣松専門委員 わかりました。

○逢見副主査 その「設定」という言葉が、インターネットの接続とか複雑なインストールの作業をしないとできないということで来てくれと言われることを意識しているんだと思えますので「設定」という言葉でないといけないのですか。

○山口係長 そこは、事務局と相談させていただいて。

○事務局 確かにもっともな点だと思いますので、修正をお願いしたいと思います。

○逢見副主査 よろしいですか。

○廣松専門委員 最後に一言。回収率100%ということを目標にしていますから、先ほどの調査員の確保に関しても、また、今のオンラインの問い合わせに対する対応等に関しても、かなりの部分、農水省も民間事業者と協力してやっていただかないと、100%を達成するのは難しいだろうと思えますから、その点、是非よろしくお願ひしたいと思います。

○逢見副主査 今、廣松先生からも御指摘ありましたように、質として100%を求めているという

こともあって、特に民間事業者になったことによって、調査客体から、お国の調査ならやるけれども、民間だったら協力できないとか、そういうことの懸念というのもあるので、十分連携をとっていただく必要があると思いますので、その辺を入札説明会等でも十分説明した上で、必要な連携をとるようにお願いしたいと思います。

それでは、これまで3回の審議を行いました。本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。委員の先生方よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○逢見副主査 ありがとうございます。では、今後実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願います。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、農林水産省におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

（農林水産省担当者入替え）

続きまして「内水面漁業生産統計調査」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課中島課長に御出席いただいておりますので、前回の審議や意見募集の結果を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明いただきたいと思っております。

なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○中島課長 御紹介に預かりました中島でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、既に机上配付されております「内水面漁業生産統計調査における民間競争入札実施要項（案）」につきまして、修正点などについて御説明させていただきたいと思っております。

内容は、今、委員長の方から御紹介ございましたように、前回の委員会で御指摘があった点、及びパブリック・コメントにおきまして御意見いただいたことによる修正点について御説明させていただきます。

まず、前回の委員会で御指摘いただいたことにつきまして、修正点を御説明させていただきたいと思っております。

要項の1ページ目の一番下の方の欄に、2のウの調査の対象、（ア）内水面漁業漁獲統計調査と書いてありますが、そこが前回は「P」となっておりました。漁獲調査の調査対象の範囲について、

検討中ということで、次回までに回答案をということで我々、御説明させていただいたところがございます。ここでは「P」のかわりに「(平成 19 年調査実績)」と書かせていただいております。

あわせて、次のページ、書きぶりは前回と内容はほとんど同じなんですけれども、上から 3 行目「なお、平成 21・22 年調査における調査範囲については、平成 20 年調査結果を基に一定基準により設定することとしていることから、変更の可能性があります」と補足してございます。

併せて、エの調査の規模、(ア) 内水面漁業漁獲統計調査の分でございますが、約 700 客。これも前回と同じ数値でございます。ここに平成 19 年調査実績と書きまして「なお、平成 21・22 年調査における調査客体数については、平成 20 年調査結果を基に一定基準により設定することとしているから、変更の可能性があります」となお書きをさせていただいております。この趣旨は、私ども農林水産省の中で、この調査範囲、あるいはエの調査規模、客体数につきまして検討させていただいております。農水省内での案としては固まっております。ただ、19 年実績よりもこの書きぶりが多少変わるような内容になってございまして、現在、総務省さんと相談させていただいておりますが、協議時間が私ども、当初計画より少し遅れておることがございまして、本日は間に合わなかったということで、このような書き方をさせていただいております。

ただ、実態から言いますと、大きくは 19 年の調査方法と変わらないだろうと思っております。カバー率でございますとか、そういったものの大きな変更はないと思っておりますが、調査方法の内容変更ということでございますので、総務省さんに御了解をいただいた上で修正していきたいということでございます。それが 1 点目でございます。

2 点目につきましては、31 ページを見ていただきたいと思っております。前回の委員の御指摘の中で、従来の実施方法等の注記事項で実施状況のところ、照会件数とか疑義照会件数とか督促、回収率の関係の数値を書いておりますけれども、その時点におきまして、民間の方がこれから応募するに当たっての業務量の算定に当たっては、その参考となるような、どの時期に意見照会があったとか、あるいは照会内容を例示していただいて提案しやすいような形に工夫したらどうでしょうかという御意見がございまして、それを踏まえまして修正させていただいております。

2 点ございまして、大きくは調査客体からの照会の関係、それから督促、回収率でございますとか、調査拒否の関係の点について、この情報を整理したということでございます。1 点目につきましては、31 ページの注記事項の(3)の下に「注」と書いてございまして、新たに挿入させていただきました。内容は、調査客体からの照会は合計 73 件ということでございますが、時期につきましては、1 月が 7 件、2 月が 47 件、3 月が 19 件でございます。調査客体への疑義照会は合計 374 件でございます。その時期は 1 月に 37 件、2 月に 218 件、3 月に 110 件ということでございますが、概数値と合わせて確定期がございまして、確定期である 6 月に 3 件、7 月に 4 件、8 月に 2 件を実施しているという時期を明示させていただいております。

照会の内容につきまして、こういったものがあるかという例としては、42 ページの問い合わせ・苦情等の対応の記入例にありますように、漁獲量をどの魚種に計上すればよいのかという質問がありました。あるいはコイ養殖業を営んでおりますが、鑑賞のものも入れるのかという質問でござ

いますとか、調査データは個人情報でありますけれども、秘密の保護は図られているのかという問い合わせがございまして、それには、右側に例示しましたような回答をして御了解いただいているという例を示してあるわけでございます。

恐れ入りますが、もう一度前に戻っていただきまして、同じく「注」の3段落目のところに調査客体の調査拒否の例を書いておりますが、調査員が調査客体に調査拒否された件数は38件ということでございますけれども、このことから地方統計組織は調査員に対しまして、調査の目的や内容を説明する、あるいは主な利活用を説明するといった対応方法を調査員に説明し、再度、調査客体へ依頼するよう指導しました。その結果といたしまして、6件が調査協力していただきました。ただし、残り32件につきましては、地方統計組織が直接協力依頼を行いまして、最終的にすべての調査客体から調査協力を得たということを事実として御説明させていただいております。

その関連で、調査拒否された理由を41ページに例示させていただいております。そこに記入例といたしまして、日常の仕事が忙しいので、調査に協力する時間がない。また、調査結果が何に利用されているのかわからないという趣旨であったとか、それから記入例②にありますように、個人で養殖業を営んでおり、個人情報なので調査に協力できないという例で調査拒否されたわけですが、そのような方につきましては、先ほど申しましたような内容のことを客体に御説明しまして了解いただいているということでございます。今まで申し上げましたところが、前回の委員会での御指摘を踏まえて修正したところでございます。

もう一つ、パブリック・コメントで意見をいただきまして、それに対応して修正したところです。5ページを見ていただきたいと思います。一番上の「前年調査結果（契約後）」とはどういう意味かといいますと、その前のページに書いてありますように、農水省の方から貸与する物件の一つとして（ク）前年調査結果となっているわけでございますが、それに対しまして事業者の方から、貸与される調査票の結果というのは、どういう形式でどういう情報かというお問い合わせがありましたので、括弧書きで「調査客体個別データ及び全国・都道府県別・河川湖沼別結果表データを電子媒体により貸与する」ということを明示したのが修正箇所でございます。

引き続きまして、10ページ、11ページを見ていただきたいと思っております。10ページ「5. 民間競争入札に参加する者の募集」の「(2) 入札実施手続」というのが11ページの一番上にございますが「ア 入札説明会後の質問受付」ということについて記述してございます。「入札説明書の交付を受けたすべての者に対して公開することとする」となっておったわけでございます。

これに対しまして、事業者の方から、質問内容及びその回答をすべて公開すると、競争条件を損なうことがあるので配慮してほしいという要望がございました。したがって、ここの記述は、まず「入札説明書の交付を受けたすべての者に」ということの前に「原則として」という表現を入れまして、ただし書きを付け加えたということでございます。ただし書きは「民間事業者の権利や競争上の地位等を害する恐れがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する」ということでございまして、相手をよく聴取した上で取扱いについて配慮しますということを記述させていただいたということでございます。

もう一つは「ウ 提案書の内容」というところでございます。そこに関連いたしまして、この要

項（案）全体の中で、箇所によりまして、民間の創意工夫をしてくださいという記述をしているところが結構あるわけですが、それ以外のところについて、例えば協力依頼や調査方法の確認の際に指定する手法があった場合とか、そういったときに提示してくれないでしょうかとか、あるいはそれができないのであれば、民間事業者の創意工夫により設定ということをお示ししてほしいという要望もございましたけれども、それに配慮するという観点から、私どもは非常に細かいところまで、こちらから手法を規定するというのはいかがか。

むしろ、民間の創意工夫を期待した方がいいということがございますので、ウの提案書の内容の最後のところになお書きで、（ア）から（サ）までに関わる「上記について農林水産省が民間事業者の創意工夫により設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については提案書に記載する」と書きまして、それについては書かれた内容をきちっと評価していきたいという趣旨で書かせていただいたところがございます。パブリック・コメントを踏まえて修正した箇所は、以上3か所でございます。

私からの説明は以上とさせていただきます。

○逢見副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について質問、意見があればお願いいたします。

○廣松専門委員 よろしいですか。

○逢見副主査 はい。

○廣松専門委員 まず、実施要項の1ページの下から2ページにかけての部分については、現在、政策統括官の方と協議中ということのようですが、30ページには、18年、19年、20年の調査対象数が出ていますから、今回もほぼこの程度であろうというのは大体わかりますが、実施要項を公表するまでにその決着はつくんでしょうか。

○中島課長 入札公告は7月末の予定ですので、総務省と御相談させていただいております。

○廣松専門委員 それ以外の内水面養殖業、3湖沼も「約」という書き方ですが、約700客体というので、大体それでわかるということですか。

○中島課長 原案数値そのものは、ちょっとここで申し上げられないですけれども、約700体という数値は、実質的にはほとんど変わらないと思います。

○廣松専門委員 わかりました。もし公表までに決着がつくようであれば、具体的な数値を入れていただいた方がいいだろうと思います。

次に、31ページに照会、督促、それから調査拒否の具体例が書かれたのはいいと思います。ただ、これは言葉じりをとらえるようで申しわけないですけれども、そこに個人情報ということが書かれています。これは苦情とか調査拒否の理由ですからしょうがないんですが、例え個人であっても、業としてなさっているわけですから、その情報は純粋な個人情報ではないと私は思うのです。勿論、調査対象の方がそういうふうにお考えになることはあり得るかと思いますが、こういう例が出てくるであろうということで、例示という意味でここに書かれていることは致し方ないと思います。

3番目として、先ほどは農業物価統計の審議をしたわけですが、その資料を見ますと、パブリック・コメント等、かなり似ているものがある。調査は違いますけれども、同じ農水省の方でなさる

調査という意味からは、パブリック・コメントにある個々の質問に関しては、なるべく統一見解というか、同じ対応をする方がよい。調査ごとに対応が違うというのはよくないと思いますから、是非配慮していただければと思います。

○逢見副主査 最後の点に関して言いますと、先ほどの農業物価統計調査のときに、ここで言う11番のオンライン調査に関しての設定等の対応依頼についてですが、それが現地に赴いていくことまで含んでいるのかという問い合わせがあって「設定」という言葉だと誤解を招くところがあるのではないかということで、そこは事務局と言葉の見直しについてお願いしてございますので、この点については同じような対応をお願いしたいと思います。

前段のところは、今の廣松委員についてのコメントはありますか。

○中島課長 御指摘は、そのとおり踏まえていきたいと思います。

例で個人情報のことを言っているのですけれども、特に内水面の漁業体は個人でやっておられる方が結構おられまして、個人の人は恐らく税務署とかもいろいろな関係があって、そういうデータがいろいろなところに使われるのではないかと危惧するので、こういう言い方をされるのが、この内水面だけではなくて、農家においてもそれに近いようなことをおっしゃる方がおられます。時々聞く言葉ですから、例示させていただいたということでございます。

○逢見副主査 よろしいですか。

○廣松専門委員 これも先ほどの農業物価統計調査と同じことですが、この内水面漁業生産統計調査に関しても、最終的に回収率100%を確保するということになっています。そのためには当然、民間事業者の創意工夫とか努力だけではなくて、農水省の協力も必要不可欠だと思いますから、その点、是非よろしくお願ひしたいと思います。

○逢見副主査 私から1点、11ページ「上記についても創意工夫できる部分については提案書に記載する」とありますが、これは加点の対象にはなるのでしょうか。

○中島課長 書かれ方、内容によって、加点のところには明確に明示していないのですけれども、当然そういう内容によっては、いいものについては優先順位が高くなるような数値の付け方をすると考えております。

○逢見副主査 それであれば、入札説明会の際にそういったことを説明するとか。

○中島課長 説明させていただきたいと思います。

○事務局 すみません、事務局の方からよろしいですか。

○逢見副主査 はい。

○事務局 実施要項の中で加点項目がございますが、その中で例えば14ページを聞いていただいてもよろしいですか。真ん中ほどに「(ウ) 個別業務の実施方法」の「a 調査関係用品の印刷・配付」の(a)が農林水産省として期待している創意工夫についての評価になってございます。(b)が、それ以外の部分での工夫という観点で、工夫が見られれば加点していくという形になってございます。そのほかの部分にも工夫が見られるかという表現がございまして、そういった中で評価していくということで考えているとっております。

○事務局 基本的に、加点項目の考え方が個別の業務ごとに評価する構成になっていて、特に創意

工夫を期待するところが「創意工夫」という表現で、それ以外は「工夫」という表現にしているんですけども、その辺が明確でなかったので、追記をして、提案をしていただけるようにということでございます。

○逢見副主査 では、よろしいでしょうか。

○廣松専門委員 はい。

○逢見副主査 それでは、最後に廣松委員から指摘がありましたように、この実施に当たって、民間事業者と農林水産省との十分な連携をすることによって、100%という目標を達成することができると思いますので、それについては十分留意した上で進めていただきたいと思います。

それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで2回の審議を行いました。本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○逢見副主査 ありがとうございます。今後実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

また、農林水産省におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（農林水産省関係者退室、厚生労働省関係者入室）

続きまして「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」の実施要項（案）の審議を行います。

「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設事業所調査」の実施要項については、既に議了しておりますが、このたび実施要項を変更する必要性が生じたため、改めて審議することといたしました。

本日は、厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課篠原課長に御出席いただいておりますので、実施要項を変更する必要性が生じた経緯や実施要項の変更点について御説明いただきたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○篠原課長 社会統計課長の篠原でございます。

それでは、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査業務について、改めて実施要項の御審議をお願いするに至った経緯、それから新しい実施要項（案）の内容について御説明させ

ていただきます。

まず、この施設の調査の入札結果と再度入札公告に向けた見直しについてという紙に基づいて御説明いたします。

そこにありますとおり、経緯としては、4月22日に入札公告を行って以来、入札説明会、企画書提出、総合評価審査委員会という手続を経まして、6月19日に開札することになりました。

その結果ですけれども、入札説明会には12社が参加して、うち1社から企画書の提出がありました。その審査の結果は、必須項目はすべて満たしていたので合格ということで開札いたしました。入札価格が予定価格を上回っておりまして、不落ということになりました。

この事情について、まず応札者、それから昨年度の受託者に対してヒアリングを行いましたけれども、この2社におかれましては、今の事業内容のままでは、事業内容を大幅に縮小しない限り、採算面で受託が困難であるという見通しを示されました。金額が合わないというところでございます。

このほかに、入札説明会に参加したことで、今後応札の可能性があると見られる複数の民間事業者の方に対してヒアリングを行いました。その中で、まず回収率というのは、すべての調査票ごとに8割以上ということになっているのですけれども、そのうちの2つのものについては、昨年の民間事業者の実績値があるので、それを使うべきではないかという御意見がございました。

また、追加名簿が二度手間になる。5月1日現在の名簿でまずスタートして、その後、追加名簿でもう一回やるということが負担になる。

それから、事前の挨拶状の送付について省略してもいいのではないかという御意見が出てきました。

そういったことを踏まえまして、今般、実施要項を見直して、再度入札公告に付することとしたということでございまして、本日、新しい実施要項（案）を御審議願いたいということでございます。

その主な内容でございますけれども、まず目標は100%なのですが、その中でも最低限、この回収率は上回っていただきたいという、調査票の種類別の回収率ですが、一律80%としていたところを、昨年度、民間事業者に委託した部分、障害福祉サービス等事業所票、居宅サービス事業所（福祉関係）票につきましては、昨年度の民間事業者の実績値、これはそれぞれ76.0%と74.8%ということにいたします。この2つの調査票は、客体数が多いものでございます。それぞれ4万、8万ぐらいになっておりますので、この回収率をアップさせようとなると、それなりにコストが生じるであろうと考えられるところでございます。

それから、追加名簿に係る調査は実施しないこととするということでございまして、追加として出てくるのは2%を見込んでおりました。調査客体が2%ぐらい出てくるのではないかと見込んでおりましたので、その分が減ることになります。

それから、挨拶状につきましては、事前に別途はがきで送付するとしていたのですが、ここは調査票、それから調査関係用品と一緒に送付するというので、事前の送付は行わないということにいたします。

それから、業務の実施期間ですけれども、6月から開始するという事になっていたのですが、事ここに至りましては21年8月から開始するという事に変更いたしまして、そうすると日程上の問題で、本年度につきましては調査対象施設・事業所名簿の作成というのを6月から7月の間に行う事になっておりましたので、ここは厚生労働省が自ら実施することにしたいということでございます。以上が主な内容でございます。

なお、次のページになりますけれども、このような実施要項の見直しに伴いまして、勿論回収率や精度の低下を招くおそれというのはございます。また、平成21年度の名簿作成は厚生労働省の職員が行うということで、そのような負担になるわけですけれども、とにかく民間委託による調査を実施するために、やむを得ない変更であると考えております。

また、この調査は10月1日が調査日でございます、そこから逆算いたしますと、この8月上旬には業務を開始していただかないと間に合わないということになりますので、それより遅れた場合には当該事業に支障が生じるために、再度の公告は行わない旨を実施要項に規定しておきたいということでございます。

続きまして、変更内容につきまして新旧対照表を用意させていただいておりますので、これに基づいて簡単に御説明いたしたいと思っております。

まず1ページ目ですが、これは日付が違って、単純ミス of 修正です。

2ページ目は調査の客体数をお示ししておりますけれども、基本的には2%減でございます。一部、介護療養型医療施設票というのが真ん中にありまして、ここは数が変わっておりません。ここは、実は制度改正がありまして、新規というのはほぼないと最初から想定しておりましたので、そういう意味ではこの部分は減らないということでございます。

3ページ目でございますけれども、調査対象名簿の作成、21年は厚生労働省自ら行いますので、21年度は除く。

それから、契約期間が8月開始と変わっております。

続きまして、4ページでございます。まず、追加名簿の関係を削除してございます。

それから、実際、準備の方で、21年度は名簿は国でやりますから、やらなくてもいいということが書いてあります。

旧の実査のところには挨拶状の送付というのがありますけれども、事前の挨拶状の送付はございませんので、それも削ってございます。

5ページは、日程の9月下旬ごろから10月中というのは削っておりますけれども、これはここから先も幾つか出てきますけれども、追加名簿に対応する日程でございましたので、追加名簿関係でその辺をすべて削ることになります。

下の方も、第一次名簿とか、一番下の④、これも追加名簿の関係ですけれども、追加名簿は行いませんので、この辺を削ってございます。

6ページも日程が削られていること、それから「追加名簿分を含む」という表現がなくなっていること、これも同様でございます。

それから、調査票の受付の関係の日程が21年度に関しては日程がずれ込んでいるので、7月が

8月になるような、調査票受付簿作成の時期が、21年度の例外が規定してございます。

7ページに行っていたいただいて、まず挨拶状の送付というものがなくなっております。

それから、追加名簿の関係で日程がなくなっているのと、下の方にまた挨拶状の関係、追加名簿の関係の記載がございますので、それを削って、また平成21年度の日程の例外、後ろにずれている分がありますので、それを規定しているということでございます。

8ページでございます。これも事業者のヒアリングの中から出てきた話なのですけれども、照会対応の受付時間9時から18時となると、このままだと超過勤務が生じるということで、10時から18時と短くしてございます。

それ以外の業務の期間は、今までと同様の変更でございます。

9ページについても、業務実施期間の変更、それから挨拶状の削除、ここは同様の変更でございます。

10ページですけれども、ここは日程の変更は同じことで、21年度が後ろにずれているところがあります。

あと、調査票の保管の仕方ですけれども、都道府県・指定都市・中核市ごと。これをやると百幾つかになります。それごとというのを、調査票の種類ごと。調査票の種類は12種類、利用者票が実施される22年だと16種類になりますけれども、これで簡素化するというところでございます。

11ページに、また21年度に係る日程のずれが規定してございます。

12ページも、同様に日程が変わっているところを規定してございます。

21年度は除くというのは、厚生労働省が直接実施するということです。

13ページに、事務局の名前の後ろに「等」というのが付いております。これもヒアリングで出てきた話ですけれども、名前が長過ぎて、コールセンター等で不便である。そこは弾力化して御提案いただいて、協議の上、事務局の名前を決める余地を残すために「等」というものをつけ加えております。

挨拶状を削っているところは一緒でございます。業務時間を9時から18時を10時から18時という形で超勤なしで対応できるようにしてあります。

14ページでございますけれども、ここでは上回るべき回収率について、障害福祉サービス等事業所票と居宅サービス事業所(福祉関係)票につきましては、平成20年度の実績ということで、76.0、74.8を記載してございます。

15ページは、契約期間の6月開始が8月開始になる。

民間競争入札のスケジュールですけれども、7月上旬に入札公告を行って、8月初めと書いてありませんけれども、8月に契約してスタートさせるということでございます。

追加名簿の関係の削除がでございます。

16ページ、なお書きの追加がでございます。先ほども御説明いたしましたけれども、8月にはスタートしないと間に合わなくなりますので、そうできなかった場合は、厚生労働省が自ら業務を実施し、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に御報告するというのを記載してございます。

その下は、21年度の名簿の関係です。

17ページですけれども、これは調査票の数が変わってきておりますので、基本的には2%減です。ただし、制度的にもう新規が出てきそうもないものは、減少傾向そのままの数字となっております。少し小さくて恐縮です。

○逢見副主査 読めないですね。

○篠原課長 18ページは印刷物なのですけれども、単純に19が13になって6つ減っているんですが、減っているのは記入上の留意事項というものが減っております。記入の手引をご覧いただければ記入には支障はないのですけれども、かなり簡略化したものが記入上の留意事項というものであるんですけれども、ここはここ際ですから減らそうということと、あと、事前の挨拶状の関係が削減されています。

19ページも同じことです。

20ページも同じです。

21ページの関係用品一覧の中で、記入上の留意事項です。社会福祉ですと4番、介護でも4番の留意事項がなくなっているということでございます。

それから、22ページです。これは、20年度の実績の数字が確定していますので、それに直してあります。

23ページも、その数字の確定値を使っているということでございます。

最後、24ページですが、フローで追加名簿の関係がすべてなくなっている、比較的すっきりしたフロー図になったということでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○逢見副主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について、御質問、意見があればお願いたします。

○廣松専門委員 よろしいですか。

○逢見副主査 どうぞ。

○廣松専門委員 残念ながら、1回目の入札で不落になった結果、対応を考えていただいたわけですが、やはり一番気になるのは追加名簿を作らないことにしたことです。21年度に関しては、厚生労働省の方で名簿を作成する。22年度以降に関しては、21年度に作った名簿を新設及び廃業等の情報に基づいてアップデートをして名簿を作るということですね。それはいつ段階の名簿ですか。5月1日現在というのは変えないのですか。

調査期日は10月1日ですね。それを遅らせるのは難しい、名簿が遅れると調査が大変苦しくなることは事実ですけれども、今までは5月1日から9月30日までの間に新設・廃業があった場合、名簿を修正するという作業を行っていたわけですが、5月1日現在というのを少しずらして、なるべく調査時点に近い名簿で22年以降調査するという事は考えられますか。

○越路課長補佐 今年の21年度につきましても、都道府県・指定都市・中核市の名簿作成につきまして、5月1日の時点ではございますが、なるべく10月1日まで拾える名簿は拾ってくださいということでありまして、今回、10月1日の追加名簿については、その差分みたいところで、ど

うしてもそこに漏れているものについて出してもらう。だから、21年度につきましても、5月1日とは言いながら、比較的幅広に見込みで出していただくということになっております。

○廣松専門委員 そうすると、3年契約ですから、今年、落札した民間業者が22年以降やることは、21年度に厚生労働省の方で作られた名簿をアップデートしていくことですね。それが、この3年契約の中の業務の内容と考えればいいのですか。

○越路課長補佐 御推察のとおりでございます。

○廣松専門委員 わかりました。そうすると、名簿のアップデートというのは、今まで年2回やっていたのを1回という形にするということですね。

○越路課長補佐 調査の実施に際しましては1回ということで行いますが、最終的には10月1日現在がどうなのか。これは、調査を実施しますと、途中で廃止ということもございまして、そこを補足する意味でも、10月1日の名簿は引き続き、都道府県・指定都市・中核市様の方からいただくことを考えております。

○廣松専門委員 もう一つ大きい点として、最初の予定では回収率80%としていたところを、今年度の実績に合わせて76%あるいは74.8%に下げるということですが、先ほど課長の方の御説明では、精度等にそんなに悪い影響を及ぼさないという判断に基づきそのように決めたということですが、そこをもう一度確認したいと思います。今年度の結果に関してはまだ集計中だろうと思いますから、最終段階で精度の点に関して是非確認していただきたいと思います。

○逢見副主査 これについては何かありますか。

○篠原課長 今年度も精度の関係はしっかり管理していきたいと勿論思います。ただ、目標の設定としては、昨年度の実績値というの、更に1年前の実績に近い数字というのを達成していただいている。そういう意味では、もともと国直轄分だけでは8割に行っていなかった。

ただ、自治体経由分と同じ調査票を行っているケースがあります。それは、福祉施設をやりながら居宅サービスもやっているというときは、この居宅サービスの調査票は施設の調査票と一緒に自治体経由でやっています、それを含めると8割を超えていましたので、8割行けるのではないかとということで一律8割ということをやってみたのですけれども、それは自治体やったのと比べていただくのはきついというのは、手法も違いますし、そもそもいろいろ認可権等を持っている自治体やるのと、そこまで入れ込んで比べていただくのもなかなかつらいのかなという議論は、それはそれでわかりますので、回収率についてはこういったところでお示しする。

先ほど申し上げましたけれども、調査客体が8万とか4万とかあるので、1%上げるにしても、8万の1%も大変な数になりますので、その辺りもフォローせざるを得ないということでございます。

○逢見副主査 追加名簿に係る調査を実施しないことによって、客体が2%減るとするのは、これは過去の経験則のようなものなのですか。

○篠原課長 そうすることで、2%程度と見込まれると、前の実施要項ではお示ししました。

○逢見副主査 これは、平成24年まで、大体継続的にそうなるということですか。

○越路課長補佐 今回の実施要項の見直しを承認していただければ、23年度までは同じような形で

実施するということでございます。

○逢見副主査 よろしいですか。

○廣松専門委員 1回目の入札はうまくいかなかった。今回実施要項を修正して、再度入札を行うこととなりますが、本文の16ページ、新旧対照表でいくと、6番のなお書き以降のことが起こらないように、日程的にも大変苦しい状況だろうと思っておりますけれども、先ほど幾つか民間事業者の方にヒアリングしていただいたということですので、是非民間事業者が決まるように努力していただきたい。ここでもう一回不落になるとちょっと大変なことになるだろうと思っておりますから、是非この点、御努力いただければと思います。

○逢見副主査 それでは、ただいまの意見を踏まえまして、事務局から何か確認することはございますか。

○事務局 事務局から、特にございません。本日議了いただければ、これで本委員会に付議させていただきますまして、引き続き入札手続を進めるということにさせていただきたいと考えております。

○逢見副主査 それでは、本実施要項（案）については、入札監理小委員会としてはこれを了承したものとしまして、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○逢見副主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

また、厚生労働省におかれましては、ただいま意見がございましたように、次は不落ということにはならないように、是非適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

それでは、本日の「入札監理小委員会」はこれで終了いたします。

なお、次回開催につきましては、事務局から追って連絡いたします。

本日は、ありがとうございました。